

単独継続困難・退出申出路線及び市自主運行バスについて (一部路線を除く)

令和7年9月30日までに静岡県地域公共交通活性化協議会バス専門部会に申し出のあった①単独継続困難路線、②退出申出路線、③市自主運行バス路線について、対応方針を本会議に諮ります。

① 単独継続困難路線 不採算等によりバス事業者単独では運行継続が困難な路線	
申出の状況	バス事業者2社から24路線63系統について、単独継続困難の申出があった。
対応方針案	地域住民の通勤通学、通院などの交通手段を確保するため、申出があった全系統について、引き続き国・県・市による運行欠損額の補助を行い、路線を維持する。 ただし、安倍線については、自家用有償旅客運送の導入を予定しており、一部系統について再編を行う見込みである。今回の協議では諮らないため、別途1/26に実施の本会議において協議する。

② 退出申出路線 不採算、運転士不足等によりバス事業者が運行廃止を希望する路線	
申出の状況	バス事業者1社から3路線5系統について、過去に退出の申出があり継続協議となっているほか、新たに静岡市から1路線1系統について退出の申出があった。
対応方針案	①バス事業者路線(3路線5系統) 引き続き継続協議とする。地域住民の通勤通学、通院などの交通手段を確保するため、継続協議期間中は、市による運行欠損額の補助を行い、路線を維持する。 ②市退出申出路線(両河内線穴原系統) 自家用有償旅客運送の導入を予定しており、R8.3.31をもって廃線とする見込みである。今回の協議では諮らないため、別途1/26に実施の本会議において協議する。

③ 市自主運行バス路線 交通空白地等において、市が運行する路線	
申出の状況	静岡市から4路線19系統について、自主運行バス運行の申出があった。
対応方針案	地域住民の通勤通学、通院などの交通手段を確保するため、引き続き市による自主運行バスの運行を継続する。

※申出路線の詳細は、別添申出路線一覧(別紙2-1)のとおり